

令和7年度 ハトモニター事業 参加申込書

本事業は、野生のハトによる被害を受けている方に忌避剤などの対策グッズを配布し、効果検証を行い、結果報告書及び調査票の提出にご協力いただく事業です。

本事業は、抽選によって参加者を決定します。参加決定通知は対象者のみに行います。
(申込期間：令和7年8月18日（月曜日）から令和7年9月30日（火曜日）まで)
(参加者決定日：令和7年10月6日（月曜日）)

《対象者》

ハトモニター事業の対象は、以下の条件をいずれも満たしている方になります。

- ① 板橋区内在住の方又は板橋区内に事業所を有している方
- ② 野生のハトによる被害が確認できる方

《参考》 ハトによる被害

次のいずれかの被害が確認できる状態

- ①ハトの鳴き声・羽音が聞こえる
- ②ハトのふん尿・汚物・臭気がある
- ③ハトの羽毛が散乱している

1 申込区分の該当する項目にチェック☑ してください。

申込区分 世帯主 世帯主と同居する親族 集合住宅管理人等 区内事業所

2 申込者の住所・氏名・連絡先を記入してください。

※参加者決定後、対象者に決定通知を行いますので、連絡可能な電話番号を記入してください。

郵便番号 〒173-8501

住 所 東京都板橋区板橋2丁目66-1

ふりがな いたばし たろう

名 前 板橋 太郎

電話番号 (03) 3579-2593

《申込区分が集合住宅管理人等、区内事業所の場合のみ》

3 対象場所の住所・氏名・連絡先を記入してください。

郵便番号 〒

住 所

ふりがな

名 前

電話番号 ()

※対象場所の世帯主の本事業の参加（効果検証及び報告書・調査票の提出）の同意が必要です。

申込者と対象場所の世帯主が異なる場合は以下の項目にチェック☑ してください。

対象場所の世帯主が本事業の参加（効果検証及び報告書の提出）について同意しました。

（裏面もご確認ください）

令和7年4月1日から板橋区では東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例を施行しております。条例施行後の状況について、以下の質問の回答にご協力をお願いいたします。

4 該当する項目にチェック☑ してください。

問1 東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例が令和7年4月1日から施行されたことにより、お住まいの周辺の給餌（餌やり）による被害が減ってきていると思いますか。

- ①減った ②やや減った ③変わらない ④やや増えた ⑤増えた

問2 直近3ヶ月でお住まいの近くで給餌（餌やり）をしている方を見たことがありますか。

- ①ある ②ない ③分からない

5 ご希望の対策グッズの種類について第1希望から第3希望まで、記入してください。

対策グッズの種類	● 忌避剤（ジェルタイプ）…2本	（第 1 希望）
	● 視覚錯乱テープ…2セット	（第 2 希望）
	● 猛禽類（タカなど）の立体モデル…2個	（第 3 希望）

応募多数の場合はご希望の対策グッズをお渡しできない可能性がありますので、ご了承ください。

《注意事項》

- ① 効果検証及び結果報告書・調査票の提出にご協力いただきます。
- ② 申込はお1人様1回まで、同一世帯又は同一事業所からの申込は1人までとさせていただきます。
- ③ 応募多数の場合はご希望の対策グッズをお渡しできない可能性がありますので、ご了承ください。

《参考》 今回使用する対策グッズには以下のような効果があるとされています。

- ① 忌避剤（ジェルタイプ）
味覚、臭覚、触覚の複合忌避でハトを傷つけず追い払う。
- ② 視覚錯乱テープ
視覚錯乱を利用し、ハトを追い払う。
- ③ 猛禽類（タカなど）の立体モデル
光と音を恐れる特性を利用してハトを追い払う。